

吉野川市長 原井 敬 様

吉野川市上下水道事業経営審議会
会 長 小 笠 原 章

下水道事業の経営戦略ならびに料金改定の必要性について（答申）（案）

令和6年7月26日付け(6吉下第113号)で諮問のあった吉野川市下水道事業経営戦略(素案)ならびに下水道使用料改定の必要性について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申するとともに、留意すべき事項について付帯意見として申し添える。

記

1 はじめに

吉野川市の下水道事業は、最初に着手した中央処理区（鴨島町）で平成4年10月の供用開始から32年間が経過し、令和5年度末の汚水処理人口普及率（下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合）は76.1%に達している。吉野川市では、徳島県が令和4年12月に策定した「とくしま生活排水処理構想2022」の短期目標年次（令和8年度末）における県全体の汚水処理人口普及率の目標値（75%以上）を上回る普及率95%（早期概成）を目指して、引き続き汚水処理施設整備に取り組んでいるところである。

しかしながら今後、下水道事業については、「人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入の減少」や「下水道施設の老朽化に伴う改築更新経費の増加」が懸念されるなど、経営環境は厳しさが増していくことが予想され、さらに近年顕著である物価上昇などによるリスクを想定したうえで、事業運営の効率化・経営健全化への取り組みが必要である。

公営企業である下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その経営に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用され

るが、吉野川市の実情は全ての汚水処理費を下水道使用料で賄えていない状況であり、一般会計からの基準外繰入金に依存した経営となっている。

そのため、吉野川市の下水道事業では、将来にわたって安定的なサービスが継続できるよう平成31年2月に「吉野川市下水道経営戦略（計画期間：令和元年度から令和10年度まで）」を策定し、同年4月より地方公営企業法を適用した運営形態「公営企業会計」に移行するなど経営状態や財政状況の見える化を図り、経営健全化に取り組んできたところである。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、社会情勢の変化や事業計画変更、料金水準が適切なものであるか等、質を高めていくための見直しを一定の期間（3年から5年内）において継続的に行うことが重要である。

本審議会は、前回策定後5年が経過した「下水道事業経営戦略」を踏まえ、吉野川市の下水道事業を取り巻く現状の把握と将来の事業環境の予測を行い、経営上の課題等を洗い出したうえでその対策を検討し、下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくための経営方針を具体的に表した「下水道事業経営戦略（改定版）」を策定するにあたり、その素案について審議するため、令和6年7月26日に、市長より「吉野川市下水道事業経営戦略（素案）」ならびに「下水道使用料改定の必要性」について諮問を受け、以降、全3回にわたり慎重に審議を行った。

2 前回の答申と対応

前回の下水道経営戦略検討審議会は、令和元年度に実施され、下水道使用料等のあり方について諮問があり、合計3回の審議を経て、令和元年12月に答申を発出した。当時の下水道事業は、3事業とも供用開始から1度も下水道使用料の改定を行っていないが（消費税率改正に伴う改定及び使用料体系の見直しは除く）、3事業の中で公共下水道事業だけが安価であり、現状の使用料収入等では、収益的収支は、補助金（一般会計からの基準外の繰入金）をもって、ようやく収支均衡の経営となるが、事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ資本的収支においては、資金不足が見込まれる厳しい経営状況に置かれていたため、「公共下水道事業については必要最小限の下水道使用料の引き上げ改定は、やむを得ない」との結論に至り、次のように答申に記載している。

3.下水道使用料の改定について

(1) 改定目標の設定

審議会で検討を重ねた結果、目標を3事業の一般家庭使用料単価を市内同じに統一する改定率約39%を設定するものの、市民への急な負担増を回避するために、段階的に分割しての値上げの方向性として、一般家庭汚水の基本料金を市内同じに統一する改定率約12%を提案しました。

(3) 実施時期について

5年ごとに見直しを行う今回策定の下水道経営戦略10年計画（令和元年度～令和10年度）の中で、令和元年度より開始した企業会計の導入に伴う財政状態ならびに令和3年度開始予定の浄化槽汚泥等投入事業の効果を検証しながら、次回の経営戦略見直しの時期である令和5年度に下水道使用料改定を検討し、改定時期を令和6年度とすることを推奨します。

吉野川市下水道経営戦略検討審議会答申（一部を抜粋）

下水道使用料改定にあたっての具体的な検討課題としては、①企業会計の導入に伴う財政状態、②令和3年度開始の浄化槽汚泥等投入事業の効果、をそれぞれ検証することが挙げられている。

① 企業会計の導入に伴う財政状態について（公共下水道）

資金残高については、令和 6 年度以降から令和 11 年度ごろまで減少するが、計画期間末の令和 15 年度には、令和 3 年度と同程度まで確保できる見通しである。

経営の健全性については、計画期間中における企業債元金償還金は、減少しつづけるため、経営の健全性を表す指標である「流動比率」は、改善する見通しとなる。「経常収支比率」は現状を維持できる見通しであるが、下水道使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した率である「経費回収率」については、100%未満（公共下水道（浄化槽汚泥等投入事業は加味しない）：57%、特定環境保全公共下水道 75%、農業集落排水 76%）の原価割れの状態であり、実情は、基準外からの繰入金に依存している経営状態である。

経営健全化に向けて、基準外繰入金を抑制するための取組が必要である。

② 令和 3 年度開始の浄化槽汚泥等投入事業の効果について

公共下水道の中央浄化センター施設へ「浄化槽汚泥等投入事業」による汚泥等を搬入したことにより、その処理水量と負担金を加味した下水道使用料単価（令和 4 年度決算）は、公共下水道のみと比較すると 1 m³当たり約 6 円増加（102.77－96.81＝5.96）となっているが、特定環境保全公共下水道とでは約 11 円（102.77－113.76＝△10.99）、農業集落排水とでは約 24 円（102.77－126.29＝△23.52）と、公共下水道以外の 2 事業の使用料単価と比較して低単価であり、浄化槽汚泥等投入事業の効果を加味しても、公共下水道は安価な状態であると言える。（表-1 参照）

表-1 下水道使用料単価（令和 4 年度決算・3 事業） 【税抜】

| 事業 | 区分 | 使用料単価（円/m ³ ） |
|-------------|-------------|--------------------------|
| 公共下水道 | | 102.77 |
| | 公共下水道分 | 96.81 |
| | 浄化槽汚泥等投入事業分 | 150.00 |
| 特定環境保全公共下水道 | — | 113.76 |
| 農業集落排水 | — | 126.29 |

このようなことから、本経営戦略においては、「吉野川市下水道経営戦略検討審議会」（吉下第 80 号）の答申に基づき、公共下水道の使用料改定を検討する必要がある。

3 答申

(1) 諮問事項

- ・吉野川市下水道事業経営戦略（素案）について
- ・下水道使用料改定の必要性について

(2) 答申内容

- ・吉野川市下水道事業経営戦略（素案）については、経営努力として引き続き水洗化率の向上及び経費の削減に努めるとともに、各種計画に基づき適切な施設管理を推進していくなど、下水道事業が将来にわたって安定的に継続していくための経営方針等を設定する必要があると判断する。
- ・下水道使用料改定の必要性については、公共下水道の一般家庭污水及び特定排水（公衆浴場等污水）の下水道使用料を引き上げる必要があると判断する。
また、引き上げ目標について、一般家庭污水の使用料単価は税抜 125.0 円/m³、特定排水（公衆浴場等污水）の超過料金単価は税込 23.0 円/m³が妥当であると判断する。

4 答申内容の理由

(1) 吉野川市下水道事業経営戦略（素案）について

- ・健全経営に向けた今後の課題として、水洗化率向上のための戸別訪問や啓発活動、広報活動や接続してくれた方への補助制度の検討などが必要である。
また、民間活用や施設の統廃合等を検討し支出の抑制を図るための取組も必要である。
- ・今回の改定目標を達成しても、污水处理費を使用料収入で賄えるわけではないので、下水道使用料の適正化についての検討が引き続き必要である。
- ・5年を目途に経営戦略の見直しを行いながら段階的に下水道使用料改定を検討し、経費回収率を100%に近づけていくことが必要である。

(2) 下水道使用料改定の必要性について

- ・県内の他団体と比べて、公共下水道における水洗化率（接続率）が85%と高い（県内平均62.9%）が、使用料単価は最も安価（税抜：90.0 円/m³）となっている。
- ・吉野川市における3事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水）の中でも、公共下水道のみ使用料単価が安価であるため、他2事業と比較して経費回収率が低くなっている。

- ・将来的には人口減少等により使用料収入は減少する見通しであり、下水道事業を取り巻く環境は今後も厳しさを増すものと考えている。
- ・公共下水道は、浄化槽汚泥等投入事業の効果を加味しても、汚水処理費を使用料収入で賄えておらず、不足分は基準外の繰入金に依存している。
- ・下水道事業として、基準外繰入金が多いということ自体が不健全な状態であると考えている。
- ・旧町時代の使用料が合併以降もそのままになっており、そのために使用料格差が生じている。
- ・「公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水」という区分は、住民にとって選択の余地がないことであり、3事業で料金を統一することで公平性を確保すべきである。
- ・仮に公共下水道の使用料単価を 125.0 円/m³に改定すれば、経費回収率が約 83%（R4ベース）となり、約 62%（R4）から大きな改善が見込める。
- ・公共下水道の下水道使用料の改定目標は、3事業で統一した表-2の使用料とする。

表-2 公共下水道使用料

【税込】

| 使用区分 | 料金区分 | 汚水の量 | 現行金額 | 改定後金額 |
|---------|------|--|---------|---------|
| 一般汚水 | 基本料金 | 10 m ³ まで | 880 円 | 1,100 円 |
| | 超過料金 | 10 m ³ を超える 1 m ³ につき | 110 円 | 165 円 |
| 公衆浴場等汚水 | 基本料金 | 100 m ³ まで | 3,300 円 | 3,300 円 |
| | 超過料金 | 100 m ³ を超える 1 m ³ につき | 16 円 | 23 円 |

※使用料単価換算（1か月 20 m³使用の場合）

一般汚水 現行使用料単価：90.0 円/m³（1,800 円/20 m³・月）【税抜】

改定後使用料単価：125.0 円/m³（2,500 円/20 m³・月）【税抜】

5 付帯意見

(1) 下水道事業の経営健全化について

- ・今後予測される人口減少や物価上昇リスクなど社会経済情勢の変化に注視し、官民連携の活用、下水道施設の統廃合による経費削減の検討や、汚水処理量に即した施設規模（処理能力）とする事業の効率化・合理化を図るとともに、策定した経営戦略の実施状況について評価・検証、必要な見直しを適宜行うなど、更なる経営の健全化に努められたい。

(2) 水洗化率の向上について

- ・未接続世帯に対する公共下水道への接続促進については、環境への負荷低減、公衆衛生の向上等を強く訴え、接続要請活動の更なる強化など水洗化率の向上に努められたい。

(3) 下水道使用料の改定について

- ・下水道使用料の改定にあたっては、改定に至った経緯や今後の中長期的な見通し、これまでの経営努力等について、下水道利用者であり、かつ、費用負担者である市民の理解が得られるよう、広報誌やホームページをはじめとするインターネット媒体を用いて、積極的に情報を公表するなど丁寧な説明に努められたい。

(4) 下水道使用料の適正化について

- ・今回の改定目標を達成しても、汚水処理費の全てを使用料収入で賄えるわけではないので、引き続き下水道使用料の適正化に向けた検討を行うこと。
次回の下水道使用料の改定にあたっては、市民生活や経済活動等を踏まえて、使用者に大幅な負担増とならないように努められたい。

(5) 下水道施設の耐震化対策について

- ・令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生し、上下水道施設において耐震化が遅れていたことにより、復旧が長期化している。
今後発生すると想定される南海トラフ巨大地震への対策として、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、安定した下水道事業サービスの提供に努められたい。

審議会委員名簿

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|--------------|---------------------|---------|
| 吉野川商工会議所 | 専務理事 | かわまた だいさく 川真田 大作 | |
| 吉野川市商工会 | 事務局長 | み き ひろゆき 三木 啓行 | |
| 吉野川市社会福祉協議会 | 事務局長 | みやもと よういち 宮本 陽一 | |
| 吉野川市自治会連合会 | 会長 | まつぼら いさお 松原 勲 | |
| 吉野川市婦人団体連合会 | 会長 | きしま やすこ 喜島 寧子 | |
| 森博則税理士事務所 | 税理士 | もり ひろのり 森 博則 | |
| 四国大学 | 経営情報学部 教授 | おがきわら あきら 小笠原 章 | ※本審議会会長 |
| 吉野川市役所 | 水道部長 | まつか よしと 松家 義人 | ※事務局 |
| 吉野川市役所 | 下水道課長 | あおき たけし 青木 健 | ※事務局 |
| 吉野川市役所 | 下水道課 課長補佐 | たに としあき 谷 敏明 | ※事務局 |
| 吉野川市役所 | 下水道課 主事 | いとう はるな 伊藤 春奈 | ※事務局 |

■ 審議の経緯

| 回 数 | 年月日 | 場所 | 議題 |
|-----|------------|--------------------|------------------------------------|
| 第1回 | 令和6年7月26日 | 市役所東館2階 事務協議室21 | (1) 下水道事業の経営戦略ならびに 料金改定の必要性について |
| 第2回 | 令和6年9月26日 | 市役所東館2階 事務協議室21 | (1) 下水道事業の経営戦略ならびに 料金改定の必要性について |
| 第3回 | 令和6年11月28日 | 市役所東館2階 事務協議室21 | (1) 下水道事業の経営戦略ならびに 料金改定の必要性について |